

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について(平成26年度青森県提案分)

	提案団体	提案事項	提案の概要	対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容
1	青森県	民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲	<p>国に事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。</p> <p>(1)現状 重要流域における第1～3号民有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間(約1年程度)を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。</p> <p>(2)支障事例 ア 指定 ・ 申請後は保安林と同等の行為制限(伐採・作業行為等)が森林所有者に課せられるにもかかわらず、決定告示まで税法上の優遇措置が受けられないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 イ 解除 ・ 予定告示まで申請地の用地活用が図れないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 <手続きの流れ> 申請(知事)→適否審査(大臣)→予定通知(大臣)→予定告示(知事) →決定告示(大臣)</p> <p>(3)要望内容 重要流域のうち、2以上の都府県にわたらない流域における第1～3号民有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮(約2～3ヶ月に短縮)を図るため、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」の方針の趣旨に即して、都道府県知事に移譲していただきたい。</p>	<p>保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。</p>
2	北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和	<p>農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。</p> <p>【具体的な支障事例】 現在、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地区域をいう。以下同じ)内においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。 このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地区域から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。</p> <p>【制度改正の必要性】 「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。 農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。</p>	<p>農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、農家レストランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。</p>